

| # | VeriSign Trust Sealサービス規約 Version1.0(2010年2月) | VeriSign Trust Sealサービス規約 Version3.0(2013年3月) | 変更・削除 |
|----|--|--|-------|
| 1 | このVeriSign Trust Sealサービス規約(以下「本規約」といいます)は、日本ベリサイン(以下に定義します)との規約の締結においてお客様が代表する事業体(以下「利用者」といいます)の間で締結されます。本規約は、利用者のサービスの使用に適用される条件を定めるものです。「ACCEPT(同意する)」をクリックするかサービスを使用することにより、利用者は、本規約の一方の当事者となり、かつ、本規約の規定に拘束されることに同意します。 | このサービス規約(以下「本規約」といいます)は、日本ベリサイン株式会社(以下「ベリサイン」といいます)との規約の締結においてお客様が代表する事業体(以下「利用者」といいます)の間で締結されます。本規約は、利用者のサービスの使用に適用される条件を定めるものです。ベリサインは、 シマンテックとの契約により、サービスのサブライセンスや使用等に関する権利等を提供(ライセンス)されています。 「ACCEPT(同意する)」をクリックするかサービスを使用することにより、利用者は、本規約の一方の当事者となり、かつ、本規約の規定に拘束されることに同意します。 | 変更 |
| 2 | 本規約でいう「ベリサイン」とは、サービス及び知的財産権に関する権利を有する米国法人であるVeriSign, Inc.またはSymantec Corporation(注)又はその権限を委譲されている者を指します。「ベリサイン」とは常に、ベリサインとの契約(以下「原契約」といいます)によりサービスのサブライセンスや使用等に関する権利等を提供(ライセンス)されているベリサイン株式会社を指します。 | | 削除 |
| 3 | 利用者は、本規約の定義によるところの再販売業者からサービスを受けている場合、再販売業者にサービスまたはVeriSign Trust Sealの申請、受領、インストール、管理、および必要に応じて削除を代行する許可を与えていることを表明し、保証します。再販売業者にそのような許可を与えることにより、本規約の条件に拘束されることとなります。本規約に合意しない場合、このサービスを使用しないでください。 | 利用者は、本規約の定義によるところの再販売業者からサービスを受けている場合、再販売業者にサービスの申請、受領、インストール、管理、および必要に応じて中止を代行する許可を与えていることを表明し、保証します。再販売業者にそのような許可を与えることにより、本規約の条件に拘束されることとなります。本規約に合意しない場合、このサービスを使用しないでください。 | 変更 |
| 4 | 第1条 定義 | 第1条 定義 | |
| 5 | 「サービス」とは、VeriSign Trust SealおよびVeriSign Trust Sealの利用の開始から終了までの関連する全ての業務、悪意のあるソフトウェアおよびコード等(以下単に「不正ソフト」といいます)のモニタリングおよび修正に関する支援サービス、ならびに、該当する場合、シールに関連して提供されるその他のセキュリティサービスで、サービスに関する公表された資料に該当するシールの表示が条件となっているものをいいます。 | 「サービス」とは、悪意のあるソフトウェアおよびコード等(以下単に「不正ソフト」といいます)のモニタリングおよび修正に関する支援サービスまたは 脆弱性スキャン 、ならびに、該当する場合、シールに関連して提供されるその他のトラストサービスで、サービスについてベリサインにより公表された資料に示すとおり、シールの表示が条件となっているものをいいます。 | 変更 |
| 6 | 「VeriSign R Trust Center」とは、利用者のVeriSign Trust Sealのアカウントを利用者が管理するためのウェブポータルをいいます。 | | 削除 |
| 7 | 「VeriSign Trust Seal」または「シール」とは、利用者のウェブサイトにおいて表示するためのベリサインの商標の特徴を表す電子画像をいいます。この画像は、利用者がサービスを購入したことをウェブサイトの訪問者に明示するものです。 | 「トラストシール」または「シール」とは、利用者のウェブサイトにおいて表示するための ベリサインまたはシマンテックが所有する商標の特徴を表す電子画像をいいます。 この画像は、利用者または利用者の団体がサービスを購入したことをウェブサイトの訪問者に明示するものです。 | 変更 |
| 8 | 「VeriSign Trust Standard」とは、シールの表示を条件としてウェブサイトの信頼とセキュリティが十分な水準にあることを示すために、ベリサインにより設定および実施される基準をいいます。 | 「Symantec Trust Standard」とは、シールの表示を条件として、Web サイトの信頼とセキュリティが十分な水準にあることを示すために、ベリサインおよびシマンテックにより設定および実施される基準をいいます。 | 変更 |
| 9 | | 「コンソール」とは、 利用者のアカウントを利用者が管理できるウェブページのポータルをいいます(利用者が申請したサービスがそのような接続手段を提供している場合)。 | 追加 |
| 10 | | 「リポジット」とは、 利用者がサービスに登録したウェブサイトのホームページからアクセス可能なリポジットにある文書の集合をいいます。 | 追加 |
| 11 | 第2条 サービスについて | 第2条 サービスについて | |
| 12 | 利用者のウェブサイト上の不正ソフトは、利用者のウェブサイトの不正ソフトのペナンスおよびモニタリング、利用者のウェブサイト上で検出された不正ソフトに関する修正情報提供、VeriSign Trust Seal、VeriSign Trust Centerのサービス管理機能へのアクセスから構成されています。サービスの提供は、ベリサインの確立された認証方法を使って、利用者のアイデンティティおよび利用者のウェブサイトのドメイン名についての利用者の権利をベリサインが確認できることが条件となります。 | 利用者が登録しようとしているサービスは、(i) 利用者のウェブサイトの不正ソフトのペナンス、(ii) 利用者のネットワーク環境の脆弱性評価、(iii) シールサービス、または (iv) コンソールを通じてのアカウント管理機能へのアクセスから構成されます。かかるサービスを提供するには、ベリサインが単独の数量で課前提条件を付けることができます。 | 変更 |
| 13 | 第3条 申請手続きおよびサービスの開始 | 第3条 申請手続きとサービスの開始 | 変更 |
| 14 | 利用者の申請書を受領した場合、ベリサインは、VeriSign Trust Centerへのアクセスを利用者に提供するとともに利用者の申請書の処理を開始します。利用者のウェブサイトを認証した後、ベリサインはサービスを開始します。利用者は、最新のステータスを把握し、サービスに関する電子メール通知機能を設定するため、VeriSign Trust Centerを利用することが必要です。ベリサインの単独の数量により、利用者のウェブサイトがVeriSign Trust Standardを満たしていることと判断された場合、ベリサインはシールのインストールのためのリンクを記載した電子メールを利用者に送信します。利用者は、インストール中に提供されるシールのライセンス条件に従って利用者のウェブサイトにシールをインストールします。 | 利用者の申請書を受領した場合、ベリサインは、利用者の申請の処理を開始します。利用者の申請において提出されたデータを認証した後、ベリサインはサービスを開始します。利用者が登録したサービスにシールの利用が含まれる場合、利用者は、インストール中に提供され、かつリポジットに公開されたシールのライセンス条件に従って利用者のウェブサイトにシールをインストールします。ベリサインが利用者にコンソールのアクセスを許可している場合、利用者はコンソールを使って最新のステータスを把握し、結果をスキャンし、サービスに関する電子メール通知機能を設定することができます。 | 変更 |
| 15 | 第9条 事実表明および保証 | 第9条 事実表明および保証 | 変更 |
| 16 | 8.2 利用者の事実表明および保証 | 8.2 利用者の事実表明および保証 | |
| 17 | 利用者は、ベリサインに対し、次の事項を表明し、保証します。(i) 利用者には、その申請書に記載されたドメイン名に関連してサービスを依頼し、また、本規約を締結し、本規約に基づくその義務を履行する法人としての権能及び権限があること。(ii) 利用者のサービス申請書において提供されている全ての情報は、申請書提出時において真実かつ正確であり、当該情報(ドメイン名または電子メールアドレスを含みます)は、第三者の知的財産権を侵害していないこと。(iii) 利用者は、本規約のみに従ってサービスを使用すること。(iv) 利用者は、サービスに関し、権限が与えられていない事実表明または保証を第三者に対して行わないこと。利用者のウェブサイトが第三者のサービスプロバイダにより管理されたホスティングされている場合、利用者は、ベリサインがサービスを実施するために必要な承諾および権限を当該第三者のサービスプロバイダから得ていることを保証します。利用者は、ベリサインと第三者のサービスプロバイダの間の必要な連絡及び情報交換に協力します。 | 利用者は、ベリサインに対し、次の事項を表明し、保証します。(i) 利用者には、その申請書に記載されたドメイン名に関連してサービスを依頼し、また、本規約を締結し、本規約に基づくその義務を履行する法人としての権能および権限があること。(ii) 利用者のサービス申請書において提供されている全ての情報は、申請書提出時において真実かつ正確であり、当該情報(ドメイン名または電子メールアドレスを含みます)は、第三者の知的財産権を侵害していないこと。(iii) 利用者は、本規約のみに従ってサービスを使用すること。(iv) 利用者は、サービスに関し、権限が与えられていない事実表明または保証を第三者に対して行わないこと。利用者のサービスが不正ソフトまたは脆弱性の評価を含む場合、利用者はさらにベリサインに対し、ベリサインがこの評価を行うことを承諾するための法人としての権能および権限があることを表明し、保証します。利用者のウェブサイトが第三者のサービスプロバイダにより管理された場合はホスティングされている場合、利用者は、ベリサインが評価を実施するために必要な承諾および権限を当該サービスプロバイダから得ていることを保証します。 | 変更 |
| 18 | 第14条 保証の否認 | 第14条 保証の否認 | |
| 19 | ベリサインは、利用者のウェブサイトの全ページがスキャンされること、または、サービスによって利用者のウェブサイトの全ての不正ソフトが検出されることを保証しません。ベリサインは、サービスが中断しないことまたはエラーのないものであることを保証しません。上記第8.1条に定める限定的な明示の保証を除き、ベリサインは、明示であるか黙示であるか、または法定であるかを問わず、商品性、特定目的への適合性、顧客の要求の充足および第三者の権利を侵害していないことの黙示の保証を含む、履行または取引の過程で生じるいかなる保証も行いません。ただし、管轄地の法令により、特定の表明または保証の排除が認められない場合、上記の保証の否認は一部適用されない場合があります。 | 上記第8.1条に定める限定的な明示の保証を除き、ベリサインは、明示であるか黙示であるか、または法定であるかを問わず、商品性、特定目的への適合性、顧客の要求の充足および第三者の権利を侵害していないことの黙示の保証を含む、履行または取引の過程で生じるいかなる保証も行いません。利用者のサービスがウェブサイトまたはネットワークの スキャンを含む場合 、(i) ベリサインは、スキャンがすべての不正ソフトおよび脆弱性を検出すること、またはスキャンに伴って提供される報告書が完全であり誤りがないことを保証しないこと、および(ii) 利用者は、利用者のウェブサイトをスキャンすることに伴うリスクがあり、利用者がかかるリスクを受け入れることを承認したことを承認します。ただし、法令により、特定の保証の排除が認められない場合、上記の保証の否認は一部適用されない場合があります。 | 変更 |
| 20 | 第18条 法令、輸出規制の遵守 | 第18条 法令、輸出規制の遵守 | |
| 21 | 各当事者は、本規約に基づく履行に関して適用されるあらゆる法令を遵守するものとします。上記の一般性を制限することなしに、各当事者は、あらゆる輸出要件(以下「輸出規制」といいます)を遵守することに同意します。利用者がベリサインから提供されたSSLサーバ証明書、ソフトウェア、ハードウェアまたは技術データ(またはその一部)(以下「ベリサイン・テクノロジー」といいます)の最終的な輸出先をベリサインに開示した場合でも、また、本規約において矛盾する事項がある場合であっても、利用者は次の行為を行うことは禁じられています。 | いずれの当事者も、本規約に基づき行われるそれぞれの行為に関連して適用される アメリカ合衆国の連邦、州、地域の法令および規制のすべてを遵守するものとします。 上記の一般性に制限されることなく、いずれの当事者も、輸出に関するすべての要件(以下「輸出規制」といいます)並びに 日本国の法律を遵守することに同意します。 利用者がベリサインから提供されたソフトウェア、ハードウェアまたは技術データ(またはその一部)(以下「シマンテックテクノロジー」といいます)の最終的な輸出先をベリサインに開示していたかどうかにかかわらず、また本規約の相反する規定にかかわらず、利用者は次の行為を行うことは禁じられています。 | 変更 |
| 22 | i. アメリカ合衆国および日本国、または輸出規制を課すその他の国の政府から必要な許可を事前に取得することなしに、輸出規制によって制限されているか禁止されている輸出先、ベリサイン・テクノロジーを、直接的であるか間接的であるかを問わず、変更、輸出または再輸出すること。 | i. アメリカ合衆国または輸出規制を課すその他の国の政府から必要な許可を事前に取得することなしに、 シマンテックテクノロジー を、直接的または間接的を問わず、輸出規制によって制限されているか禁止されている仕向地に変更、輸出または再輸出すること。 | 変更 |
| 23 | ii. ベリサイン・テクノロジーを、アメリカ合衆国財務省外国資産管理局の「特定国および禁輸対象者」リスト、アメリカ合衆国商務省の「禁輸対象者」リスト、アメリカ合衆国商務省「産業安全保障局団体リスト」またはその他の適用されるリストに記載されている者に提供すること。 | ii. シマンテックテクノロジー を、アメリカ合衆国財務省外国資産管理局の「特別指定国長および対象者リスト」、アメリカ合衆国商務省の「禁輸対象者」リスト、アメリカ合衆国商務省の「産業安全保障局(BIS)業者リスト」またはその他の適用されるリストに記載されている者に提供すること。 | 変更 |
| 24 | iii. 輸出規制により禁じられている核、ミサイル、または化学・生物学兵器を最終用途として、ベリサイン・テクノロジーを、直接的であるか間接的であるかを問わず、輸出または再輸出すること。 | iii. 輸出規制により禁じられている核、ミサイル、または化学・生物学兵器に使用する目的で、 シマンテックテクノロジー を、直接的または間接的を問わず、輸出または再輸出すること。 | 変更 |
| 25 | 利用者が本条を遵守しなかった場合、ベリサインは事前の通知なしに、利用者への責任を負うことなく、本規約で定める義務の履行を停止する権利を有するものとします。 | 利用者が本規約の規定を遵守しなかった場合、ベリサインは利用者への事前の通知なしに、かつ利用者への責任を負うことなく、本規約で定める自己の義務のいずれの履行も停止する権利を有するものとします。 | 変更 |
| 26 | 第21条 紛争解決 | 第21条 紛争解決 | なし |
| 27 | 本規約のいずれかの事項にかかわる紛争を解決する場合、法的措置を講じる前に、利用者は、法により許容される範囲内で、ベリサインその他の紛争にかかわる当事者に通知して、当事者間で紛争の解決を求めなければなりません。紛争が最初の通知から60日以内に解決できなかった場合、当該紛争の解決については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 | 本規約のいずれかの事項にかかわる紛争を解決する場合、提訴または行政請求を開始する前に、利用者は、法により許容される範囲内で、ベリサインその他の紛争にかかわる当事者に通知して、当事者間で紛争のビジネス上の解決を求めなければなりません。 利用者とベリサインは、かかる紛争をビジネス上の協議によって解決するための、誠実な努力をしなければなりません。 紛争が最初の通知から60日以内に解決できなかった場合、当該紛争の解決については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 | 変更 |